

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、
原則1割負担の継続を求める意見書

経済的な理由で受診できず、疾病が重症化する高齢者が増えている。

2014年度から70歳から74歳までの患者窓口負担が段階的に2割負担に引き上げられ、高齢者の受診抑制が大きな問題となった。「75歳になったら（負担が1割になったら）受診する」、「必要な検査を断る」、「薬がなくなっているのに受診しない」、これらが患者の実態である。

昨年6月15日に閣議決定された経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（骨太方針）では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方を検討する」とし、「全世帯型社会保障」を目的とした高齢者に負担を求める施策を検討している。財務省・財政制度等審議会では、「後期高齢者の窓口負担の原則2割化」を改革の柱と位置づけるなどの提言がされた。

医療関係団体が2015年に実施した全国調査では、回答した医療機関の73%が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは「受診抑制につながる」と回答した。厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念する声が出されている。

後期高齢者の窓口負担が2割化されれば、ますます高齢者を医療から遠ざけ、重症化を招き、さらなる医療費の増大にもつながりかねない。

関係省庁、関係審議会におかれては、高齢者の実情に配慮し、さらなる患者負担増で受診抑制がおきぬよう、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成31年3月7日

高 石 市 議 会